岐阜県新型コロナウイルス感染症　教育推進協議会設置要綱

（目的）

第１条　新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、感染の防止と学びの保障を両立する教育施策の推進について、専門的な見地から助言を得るため「岐阜県新型コロナウイルス感染症　教育推進協議会（以下「教育推進協議会」という。）」を設置する。

（検討事項）

第２条　教育推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

(1) 休業中の児童生徒に対する学習支援の現状と課題について

(2) 休業期間がさらに長期化した場合の対応策について

(3) 学校再開に備えた学校の体制整備のあり方について

(4) その他必要な事項

（組織）

第３条　教育推進協議会は、委員１８名以内をもって組織する。

２　委員の任期は、令和２年５月１日から前条の検討事項について検討が終了するまでの間とする。

（座長）

第４条　教育推進協議会に座長を置く。

２　座長は、知事が選任する。

３　座長は、教育推進協議会を代表し、会務を主宰する。

４　座長は、議場の秩序を保持し、議事を整理する。

５　座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議の招集等）

第５条　教育推進協議会の招集は、知事が行う。

２　知事は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

３　教育推進協議会は、公開で行うものとする。

（委員の義務）
第６条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）
第７条　教育推進協議会の庶務は、岐阜県教育委員会教育総務課において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、教育推進協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、令和２年５月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和３年７月９日から施行する。

附　則
この要綱は、令和４年４月１９日から施行する。